

市内指定障害児通所支援事業所 管理者 様

横浜市子ども青少年局障害児福祉保健課長

子ども性暴力防止法の施行に向けた事業者情報の  
一括登録（まとめ登録）等について（依頼）

日頃より本市福祉行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 6 年 6 月に成立した、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号。以下「子ども性暴力防止法」という。）が、令和 8 年 12 月 25 日に施行されます。

施行後の事務手続は、子ども家庭庁が開発中の「こまもろうシステム」を通じて行われま  
す。

また、障害児通所支援事業者については、施行日以降、犯罪事実確認等の手続の実施が必要となります。

本市では、登録漏れや登録内容の誤りを防止するため、市内事業者の登録情報の取りまとめを行います。

このたび、子ども家庭庁より「子ども性暴力防止法関連システム事業者アカウントまとめ登録マニュアル」が発行されました。

つきましては、当該マニュアルに基づき、横浜市電子申請・届出システムより登録様式（「141003\_横浜市\_事業所名を記入.XLSX」）の提出をお願いいたします。

また、登録様式の提出と併せて、令和 8 年度における市内障害児通所支援事業所の現状把握調査を横浜市電子申請・届出システム上で実施しますので、併せて御回答をお願いいたします。

1 子ども性暴力防止法に係る提出

(1) 下記 URL より登録様式（zip データで書類一式を格納しております）をダウンロードしてください。

※Q & A も含まれておりますので御確認ください。

(2) 登録様式(Excel)に御記入ください。その際、「01\_まとめ登録マニュアル【事業所用抜粋版】.pdf」を参考にしてください。

※登録様式(Excel)内のシート名「(2)学校設置者等」、「(3)施設・事業所」に御記入ください

※障害児通所支援事業以外を法人で運営している場合も、障害児通所支援事業のみを選択してください。

(3) 登録様式(Excel)のファイル名の「事業所名を記入」を自事業所名に変更してください。

(4) 横浜市電子申請・届出システムよりアップロードしてください。

裏面あり

**【登録様式掲載場所】**

**【URL】**（「障害福祉サービスかながわ」に掲載）

<https://shougai.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=2&id=168>

**2 現状把握調査**

- (1) 最新の指定書データ（PDF等）を事前に御準備ください。
- (2) 以下の内容を入力いただきますので、事前に資料を御準備ください。
  - ・定員等の事業所情報について
  - ・令和8年3月の欠席時対応加算の算定状況
  - ・令和8年3月の利用者の欠席情報
  - ・事業所内カメラの有無等の状況について
  - ・事業所における昼食提供の有無等の状況
  - ・送迎車のブザー等見落とし防止措置について

**3 提出先（登録様式提出・調査回答共通）**

以下の横浜市電子申請・届出システムから御提出ください。

**【提出フォーム】**

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/05214120-d51c-49ff-a4da-4404fe4ab471/start>

※フォーム名：【障害児通所支援事業所】こども性暴力防止法関連システム登録等フォーム

**4 提出期限**

令和8年6月19日（金）

担当 こども青少年局障害児福祉保健課

川上、小野

TEL 045-671-4274

E-mail : kd-syogaijitsusyo@city.yokohama.lg.jp

※お問合せは緊急の場合を除き、電子メールでお願いします。